

国民体育大会開催にかかる埼玉県の行政文書 —その作成と構成の分析—

大 石 三紗子

はじめに

OA 機器の発達などにより文書を大量に作成することが容易になった現代社会においては、日々膨大な文書が作成され、多くの記録が蓄積されている。このような社会において、アーカイブズの管理を考えるとき、対象とする記録を取捨選択することは、避けては通れない行為である。

本来、対象となる文書の内容を全て熟知した者が、より明瞭な取捨選択の評価を下すことができるといえるが、それはいささか非現実的である。実際は文書の内容を熟知する作成者本人ではなく、第三者が評価せざるを得ない。すなわち、評価を下す第三者は、常にその文書が作成された背景や全体像を推測する必要がある。

この点に関して、アーカイブズ学は評価選別論というアプローチで様々な手法を議論してきたが、作成される文書そのものを分析した議論はあまりされてこなかった。⁽¹⁾特に、現代の文書を対象とした研究はほとんどないといつても過言ではないだろう。本稿では、現代社会においてどのような行為が文書というかたちになって表されるのか、埼玉県という一地方自治体が、国民体育大会という一つの行事を開催するために行った事務を事例として考察する。

国民体育大会（以下、国体と略す）とは、財団法人日本体育協会（以下、日体協と略す）が開催するスポーツ行事であり、昭和21（1946）年に第1回大会が開催されて以来、毎年開催されている。開催地は都道府県が持ち回りであったり、平成21（2009）年は新潟県で第64回大会が開かれた。開催地都道府県は、

日体協と文部科学省との共催というかたちで大会にかかる、実行委員会を設置して大会の準備と運営にあたる。開催地は既に一順しており、埼玉県では、昭和42年度の22回大会⁽³⁾と平成16年度の59回大会が開催された。

埼玉県で作成された国体関係の文書を分析することによって、同じ行政体が、約40年の時を隔てて同様の行事を行う際、その事務によって作成する文書にどのような変化が表れるのか検証することができる。それは、文書の作成動機の普遍性を考察することにもなるだろう。

なお、本稿で対象とする国体関係の文書は、埼玉県立文書館に移管され、公開されている文書であり、当然、移管の際に選別されて廃棄されたものや、非公開の制限が解除されていないものは含まれない。しかし、作成された文書を全点網羅することは、作成した本人以外不可能であり、それはどの時代、どの社会においても変わらないといえよう。このような限界性を考慮しても、一度、行政においてどのような文書が作成されるのか考察することは意味のあることと考える。

1 国体開催にかかる組織

まずは、国体開催県が開催準備のために設置する組織について分析する。

国体は、日体協、文部科学省、開催地都道府県の三者が開催する行事であり、開催地都道府県は大会の主催者となる。大会の開催は、日体協が定めた「国民体育大会開催基準要項」とその細則に従って実行される。この要項は、昭和30年1月17日に制定され、以後改訂が繰り返されて現在に至っている。

開催基準要項には、大会開催における開催地都道府県の役割が定められている。それによると、開催地都道府県は大会運営のために実行委員会を設置し、その事務局を設けることが規定されている⁽⁴⁾（23項）。すなわち、開催地都道府県において国体運営を担当する組織は、この実行委員会と事務局が該当する。

実行委員会が担当する事務も、要項によって定められている。要項による実行委員会の事務は、開・閉会式式典の企画（18項）、大会旗・炬火リレーの企画（20項）、競技実施要項の作製（24項）、参加申込の受付・申込書用紙の作製（25項）、入場券の発行・入場料の徴収（32項）、宿舎の準備・配宿・宿泊料金の設定（33項）、大会参加者の交通利便のための整備（34項）、記録本部の設置（35項）、報道員の範囲の協議（36項）である。この他、日体協と協議しなければならない事項として、大会開催に関する予算及び決算、皇族に関する事項、競技施設の計画、実行委員会の規程及び委員、大会役員及び競技会役員編成基準、開催地都道府県外競技役員数及び旅費基準、大会の標章に関する事項、招待者範囲、ポスター図案、表彰に関する事項、報道に関する事項、記録映画製作に関する事項、大会の諸会議日程、宿泊・交通及び医療要項、集団演技の内容が挙げられている（細則8項）。開催地都道府県の役割は、競技以外の大会企画や運営、参加者の対応であることが、要項の規定内容からわかる。

なお、大会開催における開催地都道府県の役割は、開催基準要項が改訂されることによって、多少の変化が見られる。要項の改訂過程を辿ると、規定内容の大枠が現在のものと変わらなくなつたのは、昭和41年の第4次改訂時からである。以後の改訂は、ほとんど都道府県の役割に影響はないといえるだろう。埼玉県においては、初回開催の準備期間が第4次改訂の境に当たるが、大会の開催は昭和42年度であるため、二順目開催時と大きな違いはないと考えられる。

以上の開催基準要項に従って、埼玉県にお

いてどのような組織がつくられたのか、22回大会と59回大会に分けて見ていく。

埼玉県が開催地となった22回大会は、昭和42年度に開催された。昭和39年3月22日に開催の内定を受けた後、県では同年4月1日に準備事務局を設置し、翌年の昭和40年4月1日に実行委員会を設置している。⁽⁶⁾

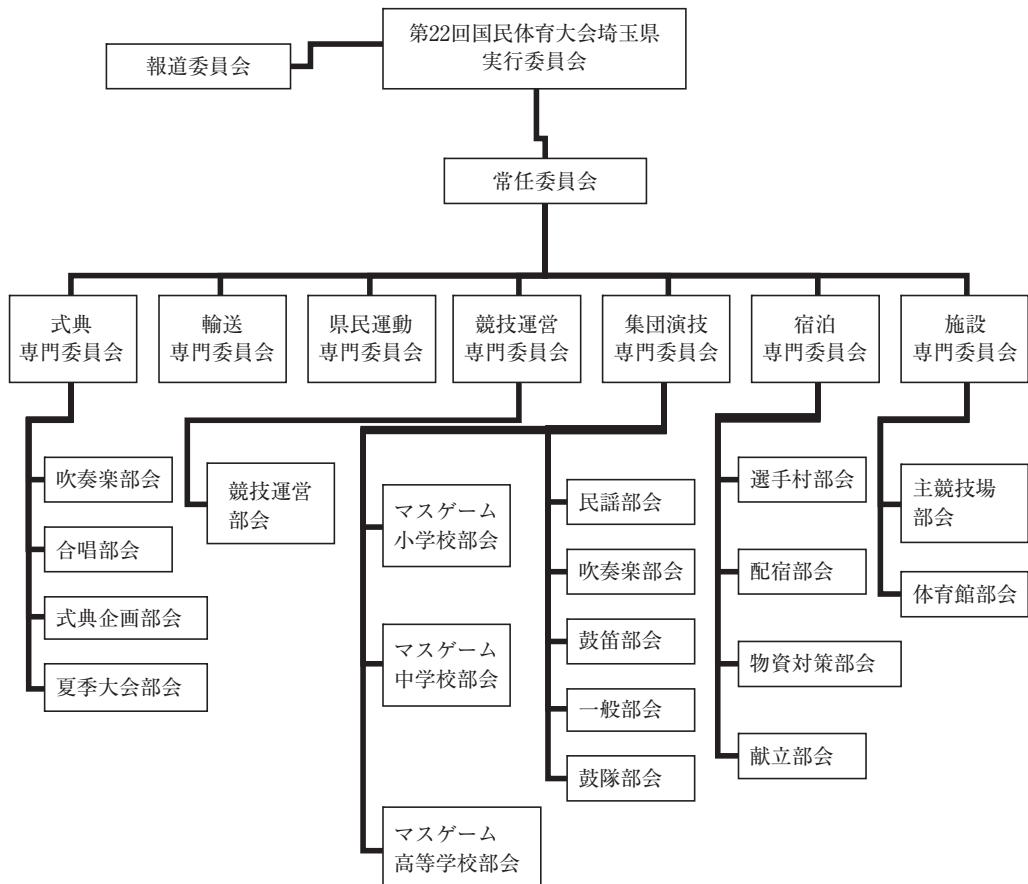
実行委員会の組織図は、図1の通りである。この組織図を見ると、実行委員会の下には、日体協の開催基準要項に定められた開催地都道府県が行うべき事務内容にそくした専門委員会が置かれ、さらに細かい事務内容に分かれた部会が設置されていることがわかる。

また、実行委員会に設けられる事務局の組織をまとめたものが、表1である。事務局には17の部と選手村が設けられ、さらに各部の下に班がつくられた。それぞれの班を担当したのは、県の組織における課であり、国体開催のために新設された課の他、既存の課がその事務にあたった。22回大会開催のために設けられた課は、総務課、施設課、演技課、広報課、連絡調整課の5課であり、表1において、名称の頭に国体とついている課が該当する。表1によると、22回大会開催時は、国体の運営に既存の課が多く関わり、通常の行政事務と並行して、その任にあたっていたことがわかる。

次に、59回大会開催時の組織を見る。

59回大会は、平成16年度に開催された。埼玉県が開催地として決定したのは、平成13年7月のことであるが、平成4年度に既に開催地の順番が確定しており、県では準備委員会を設置して、その準備を進めていた。準備委員会の事務には、初め教育局生涯学習部体育課が当たり、平成8年度より教育局内に国体準備室が設置され、翌年度、知事部局内に国体準備局が置かれた。平成12年度の組織再編により、国体事務局は国体・国際スポーツ大会局になり、平成13年度には実行委員会が設置される。以後、大会が終了するまで、実行委員会とその事務局にあたる国体・国際スポーツ大会局⁽⁷⁾が、大会開催にかかる事務を担当した。

図1 第22回国民体育大会開催時の実行委員会組織図 (昭和40~42年度)



『第22回国民体育大会報告書』P. 950より作成。

表1 第22回国民体育大会開催時の実行委員会事務局組織（昭和40～42年度）

	部	県組織における担当課	付属の委員会
第22回国民 体育大会埼 玉県実行委 員会事務局	総務連絡	国体総務課、国体連絡調整課、財政課、税務課、振興課、福利課	埼玉国体服飾研究委員会
	演技式典	国体演技課、社会教育課	旗リレー及び炬火リレー委員会
	経理	出納総務課、会計管理課、出納課、用度課	—
	管理	労政課、職業安定課、失業保険課、税務課、職業訓練課、地方労働委員会事務局、秘書調査課、消防課	—
	第一建設	監理課、道路建設課、道路維持課、計画課	—
	第二建設	国体施設課、營繕課、教育局総務課	—
	宿泊	環境衛生課、予防課	—
	食品物資	農政課、畜産課、園芸特産課	—
	報道	国体広報課、報道文化課	—
	特別接伴	人事課、職員課、議会事務局総務課、教育局総務課、涉外課、文書学事課	—
	総合案内	物産観光課、振興課、工業課	—
	衛生	医務課、環境衛生課、薬務課、畜産課	—
	輸送	監理課、道路建設課、道路維持課、計画課、建築行政課、河川課	—
	通信	企画総務課	—
	文通（交通カ）	交通企画課	—
	警備	外勤課	—
	県民運動	秘書調査課、福利課、環境衛生課、園芸特産課、交通企画課、保健課、指導課、社会教育課	—
	選手村	企業局総務課、用度課、出納課、予防課、環境衛生課、住宅課、消防課、水道課、医務課、開発第一課	—

・担当課は、出先機関などは省略した。

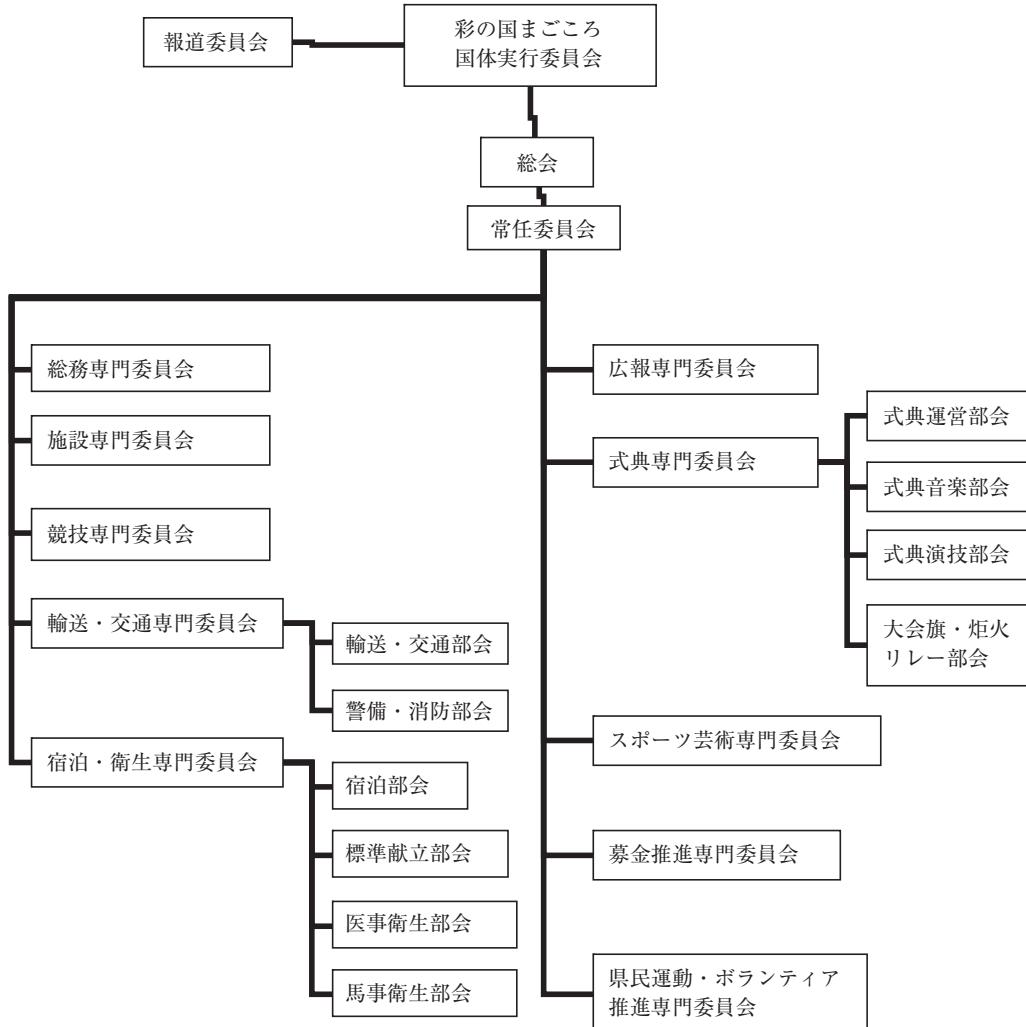
『第22回国民体育大会報告書』P. 950～952より作成。

59回大会において設置された実行委員会の組織図は、図2の通りである。22回大会開催時の実行委員会と同じように、常任委員会の下に専門委員会が設置され、その下に部会が設けられている。22回大会実行委員会と大きく異なる点は、常任委員会の上に総会が設置されていることだ。これは、常任委員会の構成員とほとんど変わらない組織だが、委員には県内外を問わない全ての関係者が含まれ、実行委員会における最終的な意思決定の場であったと考えられる。専門委員会の構成は、

やはり開催時の状況によって変化が見られるが、施設、宿泊、競技、県民運動、式典、輸送は、両大会に一致する。国体が、日体協の開催基準要項に従って運営される限り、実行委員会の組織編成が大きく変化することはないようだ。

一方、実行委員会事務局の組織編成は、22回大会と大きく異なっている。59回大会開催時は、知事部局に設置された国体・国際スポーツ大会局の下に、国体総務課、国体整備室、国体運営室の3課室が設けられ、22回大会開

図2 第59回国民体育大会開催時の実行委員会組織図（平成13～16年度）



『第59回国民体育大会夏・秋季大会 彩の国まごころ国体報告書』P. 94より作成。

催時のように既設の課が事務を担当するのではなく、これらの課室のみで事務にあたった。3課室がそれぞれ担当した事務内容を示したものが、表2である。国体開催のために設置された組織が担当事務を専任で行うという、事務遂行方法に大きな違いはあるが、事務内容自体には、22回大会開催時と59回大会開催時において、さほどの違いは見られないということができるだろう。

表2 第59回国民体育大会開催時の実行委員会事務局組織（平成12～16年度）

課室	担当
国体総務課	総務、企画、財務、広報、報道、県民運動、ボランティア
国体整備室	競技運営、会場、施設、馬術場建設、記録・用具
国体運営室	式典運営、音楽、演技、会場、輸送、交通、宿泊、衛生

- ・「会場」は、平成14年度より、国体運営室が担当。

『第59回国民体育大会夏・秋季大会 彩の国まごころ国体報告書』より作成。

以上、昭和42年度に開催された22回大会と平成16年度に開催された59回大会時において、埼玉県に設置された実行委員会と事務局の組織編成を検証した。日体協が制定する開催基準要項への対応方法が異なることによる事務局の組織編成の差異は見られたものの、実行委員会組織の大枠は変わらず、担当する事務が要項による限り、大きな違いは見られないことがわかった。県において作成される国体関係の文書とは、これらの組織によって作成された文書である。

2 県の文書作成背景の変化

県政において作成される文書は、その作成や保存方法が文書管理にかかる例規によって規定される。本稿で事例対象とする国体関

係の文書も、前項で考察した通り県の組織によって作成される文書である限り、それらの例規に則って、作成、管理される。ここでは、国体開催時に適用されていた県の文書管理にかかる例規を検証することによって、文書が作成される背景を考察する。

埼玉県における戦後初の文書管理にかかる例規は、昭和29年7月1日施行の「埼玉県庁文書処理規程」である。この規程では、本庁、地方行政機関、地方機関における、文書の収受、発送、作成、保存が定められた。以後、昭和37年、同58年、そして平成13年の全面改正を経て、現在は「埼玉県文書管理規則」、「文書管理規程」が適用されている。⁽⁸⁾⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

そもそも、県で作成され、残される文書とは何か。これを定義するのも、これらの例規であるといえる。戦後、埼玉県において制定された文書管理関係例規の中で、「文書等」を明確に定義しているのは、現行の文書管理規則である。

これによると、「文書等」は、「本庁及び地域機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録」であり、「新聞、雑誌、書籍その他これらに類するもの」は除くとある（2条1号）。この定義内容は、定義付けこそされていないが、昭和29年以降一貫として変化はないといえよう。なぜなら、戦後施行された文書管理例規の全てにおいて、収受文書、起案・決裁文書の取り扱いが規定されているからだ。

また、残される文書は、完結文書が対象となる。完結文書とは、各例規において、「決裁文書で所定の手続を終ったもの」（昭和29年35条1項、37年24条1項）、「供覧によって完結する文書で供覧が終わったもの、施行を要する文書で施行が終わったもの及び施行を要しない文書で決裁が終わったもの」（58年2条16号）、「事案の処理が終了」した文書（平成13年2条9号）と規定されている。

すなわち、県で作成され、残される文書とは、職員が起案し決裁を受けた内容のものであり、可能性として収受した文書も対象とな

るということができる。

これらの文書を管理する手順も、各文書管理関係例規に定められている。埼玉県において関係例規が改正される中で、文書管理に特に大きな変化をもたらした出来事が、ファイリング・システムの導入である。このシステムの導入によって、文書の保管形態は、導入前の簿冊形態から大きく変わることになる。文書管理関係例規から、戦後の埼玉県の文書¹²管理方法の変化を追うと、次のようになる。

昭和29年に施行された「文書処理規程」では、完結文書は「別に定める基準に従って、編さん」し、保存することが定められた（35条1項）。保存する期間は、1～4種に分けられ、1種が11年以上、2種が6年以上11年未満、3種が2年以上6年未満、4種が1年未満となっている（同条2項）。整理手順は、課ごとに35条に規定する基準に従って編さんし、仮綴をした上で1年後に秘書課へ送付、秘書課において本綴して文庫におさめて保存する（37条1項）。その後の文書の管理は、一切、秘書課長の定めるところに従う（38条）。

このように、事務処理が終わった文書は、保存期間によって分けられ、簿冊の形態で保管された。1～4種の保存区分に、どのような内容の文書が含まれるかは、「別に定める基準」として同年8月2日に定められた「完結文書の編さん基準」によって規定された。また、文書を編纂する際の分類を示した『完結文書編さん分類表』が、昭和31年7月に作成されている。

昭和37年、この規程を全面改正して「文書規程」が制定される。この改正によって、文書管理上大きく変わった点は、保存期間の区分である。昭和29年時に定められた4種は5種に増え、11年以上、10年、5年、3年、1年保存となった（24条2項）。また、各保存区分に含まれる内容を示す、別表が定められた。保管する文書の編さんは、この別表と別に定める分類（昭和36年9月11日に決裁された「完結文書編さん分類表」¹³）に従って行われる。なお、この編さんは、昭和29年の「文

書処理規程」では、文書の保管を統括する秘書課によって行われていたが、昭和37年の規程では、主務課で編さんして文書学事課にそのまま引き継ぐことになった（25条1項）。

文書をまとめて綴じ、簿冊のかたちにして保管する方法は、県政が始まって以来の文書管理方法といえる。その管理方法を大きく変えたファイリング・システムの導入は、昭和45年6月1日施行の「文書規程」の改正によって定められた。

この時の改正では、完結文書の管理を定めた24～32条の全てが改正されている。この改正規定によって完結文書のフォルダー保管が定められ、「つづり込みをしない」、「ファイル基準表」による分類が行われるようになった（27条1、2項）。文書の保存区分に大きな変更はなく、区分の根拠となる別表も改正されなかったため、保存される文書内容に変わりはない（32条の1）。しかし、文書学事課への引き継ぎは、文書が入ったフォルダーそのものを保存箱におさめるかたちで行われ（32条の4）、結果的に、いつでも文書を一件ごとに取り出すことができる状態が、保持されることになった。さらに、この時点で「編さん分類表」は適用されなくなり、文書の分類はファイル基準表による、より事務内容にそくした細かい分類によって整理されることになった。

以後、「文書規程」は、昭和58年と平成13年に全面改正を見るが、文書の保管方法に大きな変更はなく、現在に至っている。

文書管理関係例規の規定に見られる県の文書管理の変遷は以上の通りであるが、県政の事務を行う際にどのような内容の文書が作成されるのか、その手がかりを示すのが、保存期間の規定文に添えられる別表である。初回国体開催時の昭和42年度に適用されていた、昭和37年の「文書規程」の別表第二から、保存区分と文書内容の関係を表3にまとめた。

この表に現れる文書は、県で作成され、かつ、積極的に保存する対象となった文書である。これによると、文書の内容はおおよそ、

表3 昭和37年「文書規程」による保存区分と文書内容の関係

保存区分	内 容	備 考
第1種	条例、規則、その他の重要な規程関係	
	国の行政機関の諸令達及び往復文書	
	県の令達文書	
	歳入歳出予算及び決算書	所管課限定
	県議会関係	所管課限定
	職員の進退関係	所管課限定
	賞与関係	所管課限定
	恩給、退職手当など	
	異議申立、訴願関係	
	渉外	
	原簿、台帳、図面、統計書	
	官報、県報	所管課限定
	県有財産関係	
	市町村の分合、行政区画の変更関係	
	県史編さんの参考となるもの	
第2種	その他	
	国の行政機関の諸令達及び往復文書	
	県の令達文書	
	県外、県内地方公共団体、所轄官公署、個人団体等の往復文書	
	県議会、渉外関係	
	ほう賞、表彰関係	
	監査関係	
第3種	工事設計書、命令書、検査復命書	
	その他	
	県の令達文書、契約書等	
	県外、県内地方公共団体、所轄官公署、個人団体等の往復文書	
	予算、経理関係	
第4種	文書台帳、令達番号簿	
	その他	
	諸報告表、資料等	
	出勤簿、旅行命令簿、休暇欠勤等願簿	
第5種	復命書	
	その他	
	願、届、報告	
	その他	

昭和37年「文書規程」別表第二より作成。

例規、他機関との往復文書、財務、県議会、職員人事、表彰、訴願、県有財産、行政区画、県史編さん、監査、工事関係に限定され、文書の形式として、原簿、台帳、図面、統計書、報告書、復命書、契約書に整えられたものが、保存の対象となるといえる。

この別表は、二順目開催時の平成16年度に適用され、現行の例規となっている「文書管理規則」にも存在する。昭和37年のものと比較すると、大半は表現が変わっているだけでその内容は変わらない。県史編さんにかかわるもののが削除された代わりに、県行政の沿革、計画、諮問、答申、情報公開関係が新たに加えられている。

以上、埼玉県の文書管理関係例規から、文書保管方法の変遷を見てきた。埼玉県において国体が開催された昭和42年度と平成16年度では、間にファイリング・システムの導入という、文書管理史上の大きな画期を挟んでおり、保存対象となって残された文書体系に大きな違いがあるといえる。この点に配慮しながら、次項において、国体開催にかかわる文書の構成を分析する。

3 国体開催によって作成された文書とその構成

埼玉県における、国体運営にかかわる文書の作成と保存については、ここまで分析から次のようなことがいえる。作成の主体者は、実行委員会に設けられた事務局であり、それは県の行政組織であった。すなわち、県に残される国体関係文書は、担当課室が収受し、起案・決裁を経て作成した完結文書である。そして、保存期間の分類から、大まかに、例規・他機関との往復文書・財務・県議会・表彰・県有財産・計画・監査・工事・請願・職員人事・情報公開にかかわり、原簿・統計書・報告書・復命書・契約書などの形態で作成された文書が残される。

この分析結果はあくまで規定上からいえることであり、実態をそのまま反映するものではない。ここからは、作成された文書そのも

のを分析することにより、埼玉県で作成された国体関係文書の構成を考察する。

3-1 関係文書の抽出方法

本稿において分析する国体関係文書は、現在、埼玉県立文書館において、一般に利用することができるものを対象とした。県立文書館において公開されている全ての文書の中から国体関係の文書を検索するにあたっては、当館ホームページに公開されている収蔵資料検索システム(15)を利用した。その抽出方法は、次の通りである。

当システムでは、システムのトップページで資料の種類を選択し、次のページでキーワード等を入力する検索手順を取っている。この手順に従って、資料の種類では、行政文書（昭和22年～）、行政文書（歴史的資料）を選択し、「国体」と「国民体育大会」の二つのキーワードで検索を行った。このキーワードを選択した理由は、「国民体育大会」という正式名称は当然として、「国体」という略称が組織名や愛称（例えば、「彩の国まごころ国体」）に使用されていることを考慮したためである。検索結果の総計は、「国体」が67件(16)、「国民体育大会」が186件であり、その内、原課が国体運営のために設置された組織であるもの、資料名から明らかに国体にかかわる文書内容であるものを抽出した。抽出した結果、「国体」は360件(17)、「国民体育大会」は4件であった。

なお、59回大会開催は平成16年度であり、文書の保存期間を考慮すると、現在も現用文書として文書を作成した課が管理している可能性がある。この点を配慮し、参考として、埼玉県県政情報センターのホームページで公開されている公文書検索・閲覧システムからも、関係文書を抽出した。

このシステムでは、キーワードの他に作成年度を選択することができるため、教育局内に国体準備室が設置された平成8年度から、国体が開催された平成16年度まで、文書館の収蔵資料検索システムで検索したときと同じ

キーワードを使用して、検索を行った。検索結果から、収蔵資料検索システムでの検索時と同様に文書を抽出した結果、519件の文書が該当した。ここで、現用文書の抽出数が多くなった理由は、公文書検索・閲覧システムの検索単位が、フォルダーではなく文書一件を対象とするためである。フォルダー名が判明する文書をフォルダー単位で換算すれば、162件となる。

3-2 22回大会において作成された文書

ここからは、3-1で抽出した文書を、22回大会と59回大会に分けて分析を行う。3-1で抽出した際は、国体運営にかかる課以外の組織において作成された文書も対象に含めたが、分析する際には対象から外した。また、内容を確認していく上で、大会そのものにかかるないものや、文書ではない資料、行政刊行物は除外した。このため、分析対象とする文書の件数が、抽出文書の件数と一致しないことを断わっておく。まずは、22回大会について分析を行う。

3-1で抽出した文書の内、22回大会にかかる文書を表4にまとめた。この表では、資料名とその内容、判明する限りの文書作成部より、事務内容ごとに文書を分類している。

前項で見た通り、22回大会開催時は、ファイリング・システムの導入前であり、文書は全て簿冊形態に綴じられている。国体が時限的な行事であることからか、その分類は、通常作成される文書とは異なるようだ。文書の編纂は「完結文書編さん分類表」に規定されていないため、国体関係文書は独自に編纂された可能性が高い。資料名から、編纂分類は、関係する委員会、事務内容、事業内容などによるものと推測できる。また、単に、「国体関係綴」や「第22回国民体育大会」と名付けられた資料が見られるのは、実行委員会事務局の事を既存の課が兼務していたため、通常業務外で作成した文書として、「国体関係綴」とまとめることによるためのようだ。すなわち、資料名からでは、詳細な内容を知る

ことが難しくなっている。文書内容を補いながら、表4を詳しく検証する。

最初にまとめた庶務については、主に国体事務局の総務連絡部で作成された文書が該当する。庶務という分類は、いさか漠然とし、文書内容が一番見えにくいといえるだろう。その内容は、準備委員会や実行委員会にかかるもの、自衛隊支援の打合せ、施設使用依頼、職員の出張手続きなど、実に種々雑多である。基本的に、委員会関係文書であっても、委員会の内容そのものを表す文書ではなく、開催における挨拶文など、中心となる事務に対して、周辺に発生する事務というべき内容を示す文書が多い。しかし、実行委員会委員の委嘱状や委員会会則施行の文書も含まれるなど、一概に軽視できない文書でもある。

文書番号 A1646~1649は、事務局各部に設けられた庶務係において作成された文書であり、またその内容は雑多である。これらの文書は、各部に特徴のある文書も含まれる。ここで残されている文書は、府内外の会議録や贈呈袋の配布計画、通信施設の架設申込などである。

A1650は、報告資料と題された文書であるが、事務局内の他部へ提出した文書が綴られたものであり、庶務に含めた。

監査関係の文書は、実に定型的な編纂形態を取っている。これは、監査事が、国体事務局にかかるらず、全庁を対象とする事務であるため、作成される文書の形式がほとんど決まっているからだ。監査の執行、日程、監査資料、指摘事項、指摘事項に対する報告が、各年度全て揃うわけではないが、一定の形式をもって綴られている。

財務関係、物品関係、陳情書、これらも、国体運営に特徴をもつ文書ではない。財務関係については、各部でそれぞれ作成されている可能性があるが、残存するものは、輸送部と交通部のものだけである。陳情書は、大会開催会場に対する県民からの陳情などをまとめたものであり、陳情内容は、国体開催時に特有のものといえるだろう。

表4 22回大会において作成された文書

分類	資料名	年代	作成部	文書番号	備考
庶務	埼玉国体庶務綴	昭和39年(1964)	総務連絡部	A 384	
	埼玉国体庶務綴	昭和39年(1964) ～昭和41年(1966)	総務連絡部	A 386	
	埼玉国体庶務綴	昭和41年(1966)	総務連絡部	A 1032	
	埼玉国体庶務綴	昭和41年(1966)	総務連絡部	A 1033	
	埼玉国体庶務綴	昭和42年(1967)	総務連絡部	A 1605	
	国体庶務関係	昭和42年(1967)	総務連絡部	A 1606	
	国体関係綴 (総務班庶務係)	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1646	各部総務班庶務係作成文書の綴り。
	国体関係綴 (総務班庶務係)	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1647	各部総務班庶務係作成文書の綴り。
	国体関係綴 (総務班庶務係)	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1648	各部総務班庶務係作成文書の綴り。
	国体関係綴 (総務班庶務係)	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1649	各部総務班庶務係作成文書の綴り。
	国体関係諸報告資料	昭和42年(1967)	第一建設部	A 1650	
監査	監査提出書類綴	昭和40年(1965)	総務連絡部	A 389	
	監査提出書類綴	昭和41年(1966)	総務連絡部	A 1036	
	監査提出書類綴	昭和42年(1967)	総務連絡部	A 1608	
	監査提出書類綴	昭和42年(1967)	総務連絡部	A 1617	
財務	第22回国民体育大 会財務関係	昭和42年(1967)	輸送部	A 1631	
	財務綴(交通班)	昭和42年(1967)	交通部	A 1644	
物品	寄付物品の受付関 係	昭和42年(1967)	経理部	A 1628	使用物品の調達や 寄付受入れ関係。
	陳情書	陳情書綴	昭和41年(1966)	総務連絡部	A 1035 会場などにかかる 陳情書。
委員会	国体常任委員会綴	昭和40年(1965)	国体事務局	A 391	
	総合企画綴	昭和40年(1965)	総務連絡部	A 392	
	国体常任委員会綴	昭和41年(1966)	国体事務局	A 1037	
	総合企画綴	昭和41年(1966)	総務連絡部	A 1038	
	国体常任委員会綴	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1611	
	総合企画綴	昭和42年(1967)	総務連絡部	A 1612	
	委員委嘱・係員編成	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1613	
	役員懇談会及び終 了懇談会	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1607	
	委嘱関係綴	昭和42年(1967)	総務連絡部	A 1610	準備委員会関係。
報道 委員 会	報道委員会関係文 書文書引継書	昭和40年(1965) ～昭和42年(1967)	国体事務局	A 1286	
施設 専門 委員 会	施設専門委員会会 議録	昭和41年(1966)	国体事務局	A 1029	

国民体育大会開催にかかる埼玉県の行政文書（大石）

分類		資料名	年代	作成部	文書番号	備考
委員会	施設専門委員会議録	施設専門委員会会議録	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1632	
	宿泊専門委員会	国体宿泊関係	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1630	
	物資対策委員会	食品物資部綴	昭和42年(1967)	食品物資部	A 1436	
会議		部長会議綴	昭和42年(1967)	総務連絡部	A 1609	国体事務局の部長を集めた会議。
施設	計画	施設計画関係	昭和40年(1965)	国体事務局	A 390	
		施設計画関係	昭和41年(1966)	国体事務局	A 1030	
		施設計画関係	昭和41年(1966)	国体事務局	A 1031	
		施設計画関係	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1615	
		施設計画関係	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1633	
	競技会場	競技会場関係	昭和41年(1966)	演技式典部	A 1043	
		競技会場関係	昭和42年(1967)	演技式典部	A 1652	
	会場工事	工事請負関係	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1616	
		工事請負関係	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1634	
		工事請負関係	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1635	
	通信	国体関係綴 (輸送通信連絡班)	昭和42年(1967)	輸送部	A 1645	
		国体通信決裁文書	昭和42年(1967)	通信部	A 1642	
		国体通信架設申込書	昭和42年(1967)	通信部	A 1643	
競技	総合種目別実施要綱		昭和42年(1967)	演技式典部	A 393	
	記録本部		昭和42年(1967)	演技式典部	A 394	
	大会旗・炬火リレー	大会旗リレー・炬火リレー	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1651	
	中央視察	中央競技団体視察	昭和42年(1967)	演技式典部	A 395	
	国体管理部関係綴		昭和42年(1967)	管理部	A 1629	
来県者対応	総合案内部	第22回国民体育大会(歓迎装飾関係)	昭和41年(1966)	総合案内部	A 1042	県内歓迎用の装飾に関する文書。
		第22回国民体育大会関係(歓迎装飾関係)	昭和42年(1967)	総合案内部	A 1618	県内歓迎用の装飾に関する文書。
		国体臨時列車出迎係復命書	昭和42年(1967)	総合案内部	A 1619	全国の選手が来県するために運行した臨時列車に関する文書。

分類		資料名	年代	作成部	文書番号	備考
来県者 対応	総合 案内 部	総合案内関係綴	昭和42年(1967)	総合案内部	A 1627	全国の選手が来県するため運行した臨時列車に関する文書。
		第22回国体関係綴 (サービス講習会・サービスの栄)	昭和42年(1967)	総合案内部	A 1620	参加者歓迎のための講習会。
		観光接伴関係綴	昭和42年(1967)	総合案内部	A 1623	県内歓迎用の装飾に関する文書。
		業務報告及び日誌	昭和42年(1967)	総合案内部	A 1622	総合案内所日誌。
		総合案内関係綴	昭和42年(1967)	総合案内部	A 1624	総合案内所関係。
		贈呈袋関係	昭和42年(1967)	総合案内部	A 1621	参加者に対する贈呈資料関係文書。
		写真帳作成委員会	昭和42年(1967)	総合案内部	A 1625	
	特別 接伴 部	総合プログラム関係綴	昭和42年(1967)	特別接伴部	A 1626	
		特別接伴財務関係綴	昭和42年(1967)	特別接伴部	A 1599	
		特別接伴関係綴	昭和42年(1967)	特別接伴部	A 1600	
		特別接伴関係綴	昭和42年(1967)	特別接伴部	A 1601	
視察 対応	参加章・記念章・ 総合視察	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1614	日本体育協会委員の視察対応など。	
行幸 啓	国体(行幸啓・通信)関係綴	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1598		
天覧 品	第22回国民体育大会天覧品関係	昭和42年(1967)	食品物資部	A 568		
衛生	国体関係 医療救護要領 他4件	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1640		
県民運動	国体県民運動総務班関係文書	昭和41年(1966)	県民運動部	A 1039		
	みんなでうたう運動関係文書	昭和41年(1966)	県民運動部	A 1040		
	町をきれいにする運動関係文書	昭和41年(1966)	県民運動部	A 1041		
	郷土を知る運動・事故をなくす運動・他関係文書	昭和42年(1967)	県民運動部	A 1653		
	楽しく買い物ができる運動関係文書	昭和42年(1967)	県民運動部	A 1654		
	花でかざる運動関係文書	昭和42年(1967)	県民運動部	A 1655		
	町をきれいにする運動関係文書	昭和42年(1967)	県民運動部	A 1656		
	町をきれいにする運動関係文書	昭和42年(1967)	県民運動部	A 1657		
	親切にする運動関係文書	昭和42年(1967)	県民運動部	A 1658		
	みんなでうたう運動関係文書	昭和42年(1967)	県民運動部	A 1659		

国民体育大会開催にかかる埼玉県の行政文書（大石）

分類	資料名	年代	作成部	文書番号	備考
県民運動	国体県民運動	昭和41年(1966) ～昭和42年(1967)	県民運動部	A 2945	業務委託の契約書、 実施報告書。
射撃場	朝霞射撃場関係	昭和41年(1966)	国体事務局	A 1034	
国体記録	国体記録映画関係 文書	昭和40年(1965) ～昭和42年(1967)	国体事務局	A 1285	
	国体記録写真関係 文書	昭和42年(1967)	国体事務局	A 1284	

委員会、会議関係の文書で管見できるものは、表4にまとめた通りである。意思決定の場となる会合の文書は、会合の構成員、会議内容が体系的に残される。ここでは、「国体常任委員会綴」に、常任委員会の各会の会議報告が順番にまとめて残されている。残存はないが、本来は、各専門委員会、部会の全てにおいて、同様の文書が作成されたと考えられる。なお、このような会議文書には、庶務関係の文書に含まれた開催挨拶文や開催通知等も含まれるだろう。

施設、これは大会を開催する競技会場の整備にかかる文書である。競技会場の選定と打合せ、また、工事が伴う事務であるため、工事委託関係の契約書などが作成される。また、大会運営のための通信設備の設置事務では、設備の架設申込書などがまとまって残されている。

競技関係文書は、1項で述べた日体協が定める「国民体育大会開催基準要項」に則った事務によって作成された文書が残されている。競技実施要項の作製や、記録本部の設置、大会旗・炬火リレーの企画は、それぞれ開催基準要項に、開催地都道府県の実行委員会が行う事務として定められている。また、「中央競技団体視察」という文書は、日体協や競技団体の関係者が、国体開催にあたって、会場予定地などを視察するために来県した際の関係文書である。

管理部は、開閉会式会場の管理を行い、入場者の対応などを担当した部である。この部について、管理部関係綴として、当該部において作成した文書をまとめた簿冊が存在する。内容は、管理部の組織編成や部内会議の開催通知、物品調達など、一般的な事務から作成される文書のほか、腕章の調達や開閉会式入場区分表の決定など、事務内容に直接かかわるものも含まれている。この内容から見る限り、庶務として綴られた文書に近いといえよう。

国体の開催によって、多くの参加者や関係者が、埼玉県にやって来る。残存する文書に

は、来県者対応として一括できる内容の文書がある。これらは、主に国体事務局の総合案内部や特別接伴部で作成された文書が該当するが、その内容は、参加者を歓迎するための歓迎装飾、臨時列車の運行、総合案内所の設置、参加者に贈呈する記念品の手配、プログラムの作成、視察対応である。特別接伴部は、主に視察対応を担当していた。

衛生関係の文書には、医療救護要領と題された文書が残されているが、これは、当該要領のほか、疾病予防対策要領、畜犬および野犬対策要領、馬事業務要領などが綴られた文書である。

県民運動関係は、事業ごとに、関係会議や運動計画、モデル地区の選定や委嘱にかかる文書が残されている。その他、競技種目に特有の射撃場、国体開催を記録するための記録映画や写真作成にかかる文書が存在している。

以上、表4より、22回大会開催の際に作成された文書を分析した。現存する文書からは、次のことがいえる。

開催地都道府県が必ず設置する実行委員会関係文書は、各専門委員会、部会も含めて、会議録や、委嘱状などの構成員にかかる文書、開催通知等が体系的に作成される。委員会における決定事項は、行事の運営方針を決める重要な事項である。このため、関係文書は作成される可能性が高い。

開催基準要項に定められる開催地都道府県が行うべき事務については、原則的に文書が作成される。1項で明らかにした事務は、開・閉会式式典の企画、大会旗・炬火リレーの企画、競技実施要項の作製、参加申込の受付・申込書用紙の作製、入場券の発行・入場料の徴収、宿舎の準備・配宿・宿泊料金の設定、大会参加者の交通利便のための整備、記録本部の設置、報道員の範囲の協議であるが、この内、大会旗・炬火リレー、競技実施要項、交通整備（国体臨時列車）、記録本部にかかるものが現存している。

上記の他に、県民運動や、国体記録映画・

写真など、国体開催に付随して県が独自に行う事業関係の文書も作成される。すなわち、開催基準要項に規定される事務も含め、県が企画し実行する事業については、必ずその実行過程を表す文書が作成されるのである。

施設整備については、工事も伴うため、計画から工事関係書類が一括して作成される。これも、一つの特徴といえる。

最後に、実行委員会事務局が県の組織として作成する文書、すなわち、庶務、財務、監査などに分類される文書である。これらは、国体開催にあたって特別に作成される文書ではないが、作成主体から関係文書として分類できるだろう。陳情書も、内容こそ国体にかかるが、地方自治体として県民から受ける文書という意味では、特有のものではないといえる。

3-3 59回大会において作成された文書

次に、59回大会開催に際して作成された文書を分析する。

59回大会に関係する文書は、表5-1にまとめた。先述した通り、この大会が開催された際には、ファイリング・システムによって文書が管理されていたため、該当する文書は、フォルダーで扱われている。フォルダー一点を検証すると、かなり膨大な量になるため、ここでは、ファイル基準表の分類による第2ガイドを提示するまでにとどめた。分類は、ガイド名により、適宜内容を確認することによって、事務ごとにまとめた。なお、第1ガイド・第2ガイドとも名称が不明のものや、フォルダー形式ではない文書については、表5-2に資料名をまとめたので、参照されたい。以下、詳細を明らかにする。

委員会関係の文書は、22回大会と同じように、各専門委員会、部会の資料、会議録などが残されている。確認できるものは一部に過ぎないが、その他の委員会においても、同様の文書が作成されると考えられる。

庶務、監査、人事、これらは国体の運営を担当した組織が、県の組織として作成した文

書である。国体運営事務に特有な文書ではないが、庶務の中には、会議文書として国体開催県会議にかかるものが残されるなど、作成主体者が国体運営にかかわっている限り、関係文書が作成される。庶務の内、ガイド名の入力がないものは、国体実施本部の業務別マニュアルをまとめたものである。複数の業務にかかる内容であるため、庶務の分類に含めた。

表における企画から下の分類は、表2で示した事務局組織の担当順に並べた。

企画に属する文書は、日体協の標章使用の申請・承認関係、国体のガイドブックに関する記者発表資料、実施本部の例規関係文書である。

財務は国体総務課が担当する事務であるため、関係文書の大半は、国体総務課で作成される。ただし、各課室における支払いにかかる文書は、それぞれが作成するため、他室が作成する文書も見られる。「システム連携」とは、会計システム上で処理される文書であり、支出負担行為などの文書を表す。

広報、これは大半が大会マスコットにかかる文書である。マスコットの使用申請・承認の文書が作成されている。

県民運動・ボランティア関係は、関連行事にかかる文書が作成された。

競技運営は、大会で開催される競技そのものにかかる文書である。国体整備室が担当する事務であるが、国体総務課も統括者として担当を設けており、関係の文書が作成されている。この点は、競技運営以外の事務においても共通することである。国体総務課の文書は、大会実施要項、競技実施要項、競技日程・組合せ表であり、日体協の開催基準要項が規定する事務にかかるものである。これらは冊子で残されたものだが、国体整備室が作成した文書の中に、大会実施要項の作成にかかる文書が残されている(A32166)。その他、国体整備室が作成した文書は、競技役員、リハーサル大会関係であり、ガイド名のないものは、参加申込の受付や担当者会議に

表5－1 59回大会において作成された文書

分類		第1ガバ	第2ガバ	年代	作成課室	文書番号
委員会		—	企画担当	平成16年 (2004)	国体総務課	A 28110, A 28111
宿泊・衛生専門委員会		—	会議	平成9年 (1997)～ 平成15年 (2003)	国体運営室	A 28169～A 28173, A 28191～A 28194, A 32120
広報専門委員会		—	広報	平成9年 (1997)	国体総務課	A 28195, A 28196
		—	広報全般	平成12年 (2000)～ 平成14年 (2002)	国体総務課	A 28203
式典専門委員会		—	音楽、演技など	平成11年 (1999)～ 平成16年 (2004)	国体運営室	A 28210～A 28213, A 28215, A 28222, A 32234, A 32259, A 32260
庶務		庶務	庶務全般	平成15年 (2003)	国体総務課	—
		庶務	県議会	平成15年 (2003)	国体運営室	A 32076, A 32077
		庶務	庶務全般	平成15年 (2003)	国体運営室	—
		庶務	会議	平成16年 (2004)	国体運営室	A 32078
		庶務	文書	平成16年 (2004)	国体運営室	A 32079
		—	—	平成16年 (2004)	国体運営室	A 32080
監査		庶務	監査・検査	平成15年 (2003)～ 平成16年 (2004)	国体総務課	A 32173
人事		人事	服務	平成16年 (2004)	国体総務課	—
		人事	人事全般	平成14年 (2002)	国体運営室	A 32075
企画		—	企画全般	平成9年 (1997)	国体総務課	A 28207
		企画	企画全般	平成15年 (2003)	国体総務課	—
		企画	実施本部	平成16年 (2004)	国体総務課	—
財務		財務	予算	平成12年 (2000)	国体総務課	A 29944
		財務 (財務担当)	運営費交付金	平成15年 (2003)	国体総務課	—
		財務 (総務担当)	財務全般	平成15年 (2003)	国体総務課	—
		財務 (財務担当)	謝意表明	平成15年 (2003)	国体総務課	—

国民体育大会開催にかかる埼玉県の行政文書（大石）

分類	第1ガバ	第2ガバ	年代	作成課室	文書番号
財務	財務 (総務担当)	歳入	平成16年 (2004)	国体総務課	—
	財務 (総務担当)	歳出	平成16年 (2004)	国体総務課	—
	財務 (総務担当)	財産	平成16年 (2004)	国体総務課	—
	システム 連携	財務会計	平成16年 (2004)	国体総務課	—
	システム 連携	財務会計	平成16年 (2004)	国体整備室	—
	システム 連携	財務会計	平成16年 (2004)	国体運営室	—
広報	—	広報	平成11年 (1999)～ 平成15年 (2003)	国体総務課	A 28197～A 28202
	—	広報全般	平成11年 (1999)～ 平成15年 (2003)	国体総務課	A 28204～A 29206
広報	広報	広報	平成15年 (2003)	国体総務課	—
県民運動	県民運動 ・ボランティア	県民運動 ・ボランティア	平成15年 (2003)	国体総務課	—
競技運営	—	競技運営 担当	平成15年 (2003)～ 平成16年 (2004)	国体総務課	A 28112～A 28115
	競技	協議全般	平成13年 (2001)	国体整備室	A 32157
	競技	役員要請	平成8年 (1996)～ 平成14年 (2002)	国体整備室	A 32162
	競技	競技全般	平成15年 (2003)	国体整備室	—
	競技	実施要項	平成15年 (2003)	国体整備室	A 32166
	競技	リハーサル大会	平成12年 (2000)～ 平成15年 (2003)	国体整備室	A 32143, A 32144
	—	—	平成13年 (2001)～ 平成16年 (2004)	国体整備室	A 32141, A 32152, A 32153, A 32158
	競技	役員編成	平成16年 (2004)	国体整備室	A 32164, A 32165

分類		第1ガバ	第2ガバ	年代	作成課室	文書番号
競技運営	競技	リハーサル大会補助金	平成16年(2004)	国体整備室	—	
	総合プログラム	—	競技運営担当	平成16年(2004)	国体総務課	A 28116
	中央視察	—	—	平成12年(2000)	国体整備室	A 32170
	射撃場	競技	クレー射撃場整備事業	平成16年(2004)	国体整備室	—
	馬術	馬術	馬術	平成15年(2003)	国体整備室	—
施設		—	施設担当	平成14年(2002)	国体総務課	A 28120～A 28124
		施設	補助金	平成16年(2004)	国体整備室	—
記録	用具	記録・用具	競技用具	平成16年(2004)	国体整備室	—
式典		—	演技	平成13年(2001)～平成15年(2003)	彩の国まごころ国体実行委員会	A 28214, A 26223～A 28226
		—	音楽	平成14年(2002)～平成15年(2003)	彩の国まごころ国体実行委員会	A 28208, A 28209, A 28216～A 28221
式典		—	音楽競技	平成14年(2002)	国体総務課	A 28126
		—	式典運営	平成14年(2002)～平成15年(2003)	国体総務課	A 28125, A 28127～A 28129
		—	音楽・演技	平成15年(2003)～平成16年(2004)	国体総務課	A 28130～A 28133, A 28241
		式典運営	式典運営	平成15年(2003)～平成16年(2004)	国体運営室	A 32237, A 32238, A 32253
		音楽・演技	音楽	平成15年(2003)～平成16年(2004)	国体運営室	A 32215, A 32219, A 32221
		式典運営	式典運営	平成16年(2004)	国体運営室	A 32254
		音楽・演技	音楽	平成16年(2004)	国体運営室	A 32210～A 32214, A 32217
		事業	楽器整備	平成16年(2004)	国体運営室	—

国民体育大会開催にかかる埼玉県の行政文書（大石）

分類		第1ガイド	第2ガイド	年代	作成課室	文書番号
式典		—	—	平成11年 (1999)	国体準備局	A 32281
		—	—	平成12年 (2000)～ 平成16年 (2004)	国体運営室	A 32269, A 32290
		式典運営	大会旗・ 炬火リレー	平成13年 (2001)～ 平成16年 (2004)	国体運営室	A 32248～A 32252, A 32255～A 32257, A 32285
		事業	大会旗・ 炬火リレー補助	平成16年 (2004)	国体運営室	—
会場		—	—	平成9年 (1997)	国体準備局	A 32182
		—	会場	平成14年 (2002)～ 平成16年 (2004)	国体総務課	A 28134～A 28137, A 28234～A 28240
		—	—	平成16年 (2004)	国体総務課	A 28233
		会場	実施設計	平成15年 (2003)	国体運営室	A 32186
		会場	会議	平成15年 (2003)	国体運営室	A 32192
		—	—	平成15年 (2003)～ 平成16年 (2004)	国体運営室	A 32181, A 32187, A 32188, A 32195～ A 32197
会場		会場	会場全般	平成16年 (2004)	国体運営室	A 32193
		会場	会場管理対策	平成16年 (2004)	国体運営室	A 32205, A 32206
通信		会場	通信関係	平成14年 (2002)	国体運営室	A 32189
		—	—	平成15年 (2003)	国体運営室	A 32190
輸送・交通		—	輸送・交通	平成12年 (2000)～ 平成15年 (2003)	国体総務課	A 28139～A 28143
宿泊・衛生		—	宿泊・衛生	平成12年 (2000)～ 平成16年 (2004)	国体総務課	A 28144～A 28146
		—	—	平成12年 (2000)～ 平成16年 (2004)	国体運営室	A 32094, 32113～ A 32115, A 32119

分類	第1ガイド	第2ガイド	年代	作成課室	文書番号
宿泊・衛生	—	宿泊全般	平成14年 (2002)～ 平成15年 (2003)	国体運営室	A 28148～A 28153, A 28176～A 28180
	—	医事衛生	平成14年 (2002)～ 平成15年 (2003)	国体運営室	A 28154, A 28181
	—	馬事衛生	平成14年 (2002)～ 平成16年 (2004)	国体運営室	A 28155～A 28162, A 28182～A 28188
	宿泊・衛生	宿泊全般	平成16年 (2004)	国体運営室	A 32106
	宿泊・衛生	会議	平成16年 (2004)	国体運営室	A 32117
標準献立	—	標準献立	平成14年 (2002)～ 平成15年 (2003)	国体運営室	A 28167, A 28168, A 28189, A 28190
弁当	—	—	平成13年 (2001)～ 平成16年 (2004)	国体運営室	A 32082, A 32083, A 32087

- ・文書番号がないものは、保存期間内の文書である。
- ・収蔵資料検索システムで検索したものの内、第1ガイドに「第59回国民体育大会（彩の国まごころ国体）関係資料」と入力してあったものは、ガイド名不明のものと判断し、「—」に置き換えた。

表5-2 第1ガイド・第2ガイド共、不明のもの

分類		資料名	年代	作成課室	文書番号	備考	
委員会	宿泊・衛生専門委員会	宿泊部会 会議資料&議事録	平成9年(1997)～平成15年(2003)	国体運営室	A 32120		
	式典専門委員会	第21回式典専門委員会	平成16年(2004)	国体運営室	A 32234		
		第1回大会旗・炬火リレー部会	平成11年(1999)	国体運営室	A 32259		
		第2回大会旗・炬火リレー部会	平成11年(1999)	国体運営室	A 32260		
庶務		彩の国まごころ国体実施本部業務別マニュアル	平成16年(2004)	国体運営室	A 32080		
競技運営		リハーサル大会開催調書	平成13年(2001)～平成15年(2003)	国体整備室	A 32141		
		規程	平成13年(2001)～平成15年(2003)	国体整備室	A 32152	補助金交付の規程。	
		競技運営担当者会議	平成14年(2002)～平成16年(2004)	国体整備室	A 32153		
		参加申込受付	平成16年(2004)	国体整備室	A 32158		
中央視察		調査・報告	平成12年(2000)	国体整備室	A 32170	中央視察関係。	
式典	大会旗・炬火リレー	大会旗・炬火リレー市町村連絡会議	平成11年(1999)	国体準備局	A 32281		
		採火地選定に関する市町村意向調査結果	平成12年(2000)	国体運営室	A 32269		
		大会旗・炬火リレーホームページ	平成15年(2003)～平成16年(2004)	国体運営室	A 32290		
会場		陸上競技場について	平成9年(1997)	国体準備局	A 32182		
		会場装飾の展開案〈資料〉	平成16年(2004)	国体総務課	A 28233		
		会場管理計画	平成15年(2003)	国体運営室	A 32188		
		飾花計画	平成15年(2003)	国体運営室	A 32187		
		その他②	平成15年(2003)	国体運営室	A 32181	リハーサル大会視察関係。	
		熊谷 仮設建築物許可申請書・計画通知書	平成16年(2004)	国体運営室	A 32195		

分類	資料名	年代	作成課室	文書番号	備考
会場	彩の国まごころ国体 秋季大会 計画通知書	平成16年 (2004)	国体運営室	A 32196	
	彩の国まごころ国体 秋季大会 許可申請書	平成16年 (2004)	国体運営室	A 32197	
	通信	会場 通信関係 二次 調査	平成15年 (2003)	国体運営室	A 32190
宿泊・ 衛生	ホームステイ推進会議 ・研修会	平成12年 (2000)～ 平成16年 (2004)	国体運営室	A 32094	
	宿泊規程&宿泊業務実 施要領関係	平成14年 (2002)～ 平成16年 (2004)	国体運営室	A 32114	
	宿泊担当者連絡会議 会議資料&議事録	平成15年 (2002)～ 平成16年 (2004)	国体運営室	A 32119	
	宿泊申込み（夏）	平成16年 (2004)	国体運営室	A 32113	
	宿泊申込み（秋）	平成16年 (2004)	国体運営室	A 32115	
標準献 立	第1回弁当調査	平成13年 (2001)	国体運営室	A 32087	
	弁当需要見込数等調査 (第2次)	平成15年 (2003)	国体運営室	A 32083	
	彩の国まごころ国体弁 当調整施設業者名簿	平成15年 (2003)～ 平成16年 (2004)	国体運営室	A 32082	

かかるものである。リハーサル大会は、大会を開催する市町村へ補助金を交付しており、関係の文書が大量に作成されている。また、総合プログラムの作成、競技団体関係者の視察、射撃場など、22回大会開催時に作成された文書と類似する文書も存在する。

施設は、競技会場にかかる文書であり、馬術競技場の設計や、競技会場の整備計画、補助金関係の文書が作成された。

記録・用具は、管見の限り、競技用具の手配関係の文書がある。

式典関係は、その計画から進行台本、演奏した曲の楽譜、進行を務めた補助員、合唱や鼓笛隊の練習にかかる文書が作成されている。大会旗・炬火リレー関係には、市町村連絡会議・調査、実施要項、日程、計画、採火方式の研究委託、道路使用許可、補助金の交付文書が含まれている。

会場は、式典が行われた会場の整備関係の文書である。59回大会では、競技会場整備を「施設」、式典会場整備を「会場」と、事務担当を分けたようだ。主な内容は、施設整備の設計書、警備計画書、装飾計画、先催県参考資料などである。22回大会と同じように、会場に設置する無線関係の文書が、通信という分類で作成されている。

輸送・交通には、警備計画や交通機関の調査・計画書があり、宿泊・衛生には、配宿・民泊・宿泊料金関係、先催県参考資料、視察派遣依頼、馬事衛生対策要項、衛生関係のしおりの作成など、標準献立には、献立レシピ集の作成や試食会の開催、弁当調達にかかる調査関係の文書が残されている。

59回大会開催時においても、基本的に実行委員会関係文書は、会議録などの内容を示す文書が作成され、残されるといえる。また、県の組織として作成する定番の文書も作成される。そして、国体運営のために行う事務については、実施要領・計画、実施のための調査、関係会議、補助金の交付文書などが作成された。日体協が定める開催基準要項に規定される事務にかかるものについては、開・

閉会式式典の企画、大会旗・炬火リレーの企画、競技実施要項の作製、参加申込の受付、配宿・宿泊料金関係、交通整備関係の文書を確認することができ、22回大会と共に通する文書もいくつか見受けられる。

3-4 22回大会と59回大会の比較

最後に、22回大会と59回大会の文書を分析した結果から、相互を比較し、その内容を考察する。

両大会において作成された文書とも、その構成を分析するとき、大きく三つに分類することができる。一つは実行委員会の運営にかかる文書、一つは県の組織として一般的に作成される文書、そして、大会開催の運営に直接かかる文書である。

実行委員会の文書については、両大会とも作成される文書にほとんど変化がないといつていい。委員会内に分化した各専門委員会や部会にかかる文書は、構成員関係、開催関係、資料、内容報告としての会議録が作成される。

県の組織として作成される文書も、ほとんど大差がない。これは、文書の作成が文書管理関係条例規によって規定されているためと考えられる。特に、監査、財務については、事務手続きの手順が変わっていないため、ほとんど同じ内容の文書が作成されている。つまり、事務手続きの方法が変わらなければ、およそ40年の時が経っても、同じ内容の文書が発生するのである。

大会運営に直接かかる文書は、各大会で開催された行事内容が、当時の社会背景などによって異なるため、それに伴い、発生する文書が少しずつ異なっている。分類項目が一致する文書のみ、その内容を比較する。

両大会において作成された文書の分類項目の内、一致するものは、大分類においては施設、競技、衛生の三つである。施設関係は、59回大会開催時では、競技会場の整備と式典会場の整備を分担して行っていたため、厳密にいうと59回大会の施設・会場関係の文書が、

22回大会の施設関係文書と一致する。

これによると、施設関係では、両大会とも、施設の整備計画、競技会場の選定、工事、通信関係の文書が作成されている。59回大会にのみ見られるものは、会場装飾、警備計画、先催県関係である。共通しないものについては、そもそも事務が行われなかつた可能性があり、基本的に会場整備として、計画と工事にかかわる文書が作成されるといえる。

競技については、現在確認できるものの内、一致するものは競技実施要項と競技団体の視察対応関係のみである。ただし、22回大会において小分類に位置付けた大会旗・炬火リレー関係、59回大会で位置付けた総合プログラム、射撃場関係は、各大会の別の分類に関係文書が見られ、これらは共通して作成された文書といえる。大会旗・炬火リレー関係は、22回大会の簿冊に、関係委員会の資料、市町村連絡会議、コース日程、通行許可、実施要項・要領が含まれ、先述した59回大会の文書とほとんど同じ内容の文書が作成されていることがわかる。

衛生については、比較対象となる文書量が少ないので省略する。

その他の文書については、行事や事務そのものが行われなかつたのか、発生する文書が一致しない。しかし、一つだけいえることは、行事が行われる際、その実施要領、計画、実施のための調査、打合せ関係の文書が作成される可能性があることは、全ての行為に共通する。

おわりに

以上、埼玉県が国体を開催した時に作成した文書について分析を行つた。この結果から、県がどのような行為を文書というかたちに表しているのか考察を加えて、本稿を終えたい。

国体関係として作成された文書の内容は、国体開催のために発生した事務の内容と一致し、その事務内容は日本協が定めた開催基準要項に規定されている。このため、22回大会、59回大会とも、類似する内容の文書が多く作

成された。このことから、作成される文書の内容は、その事務を規定する例規に影響されることがわかる。

さらに、文書内容は、県の文書管理関係例規にも影響を受ける。国体関係文書の内容を見ると、文書管理関係例規の別表に定められた保存期間ごとの文書内容と、大半が一致していることがわかる。文書管理関係例規に定められている文書内容は、県が行政として作成するべき文書内容を表す。開催基準要項に定められた事務を遂行するにあたっても、その過程において、文書管理関係例規に合致する文書が作成されたのである。

このように、国体関係文書の作成の動機は規定にあるといえる。このことは、県政の事務が様々な関係例規に則つて遂行されることを考えれば、当然のことである。

さらに、文書内容を詳細に見ていくと、別の動機を言及することができる。22、59両大会において残存する大会旗・炬火リレー関係の文書は、先述した通り、その内容がほとんど一致している。それらをまとめると、市町村連絡会議、実施要項、コース日程、道路使用許可である。察するに、大会旗・炬火リレーを行うにあたっては、開催地を選定するために関係市町村と調整を行い、調整を経た上で行事進行の手順を定め、行事を実施するという、一連の事務過程があるのである。分析結果から明らかにされた文書は、この事務過程において作成された文書であり、開催地を選定するために行った打合せ関係の文書、進行手順を定める実施要項、日程、そして、行事開催に伴う許可証が文書として作成された。事務を遂行する過程が同じであれば、作成される文書もほとんど変わらないのである。

このように、文書作成の動機は、事務を遂行する過程の行為にもよるといえる。やや粗っぽく概要を述べれば、国体関係文書の分析からは、ある一つの事業を行うとき、その行事の全体像を表す要項、事業の計画、事業実施のための調査、打合せにかかわる文書が、およそ作成されていることがわかる。この

点から、事業実施にあたっては、その計画過程を表す情報が、行政文書として作成されるといえるだろう。逆に、実施結果を示す報告書の類は、行政文書として作成されにくいようだ。この点については、冊子形態で作成される行政刊行物の存在を意識する必要があるのかもしれない。

最後に、本稿における行政文書の分析は先行事例がなく、表4、5の分類などは、恣意的な解釈も含まれると考えられる。分析手順も含めていまだ課題が多いことをご理解いただき、忌憚のないご意見をいただければ幸いである。

- (1) 評価選別論については、石原一則「評価選別論の歩みと現在」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』下巻、柏書房、2003年)にまとめられている。文書の作成については、資料群の構造を分析したものは多いが、大半が文書管理を対象とした研究である。
- (2) わざかに、小池聖一『近代日本文書学研究序説』現代史料出版、2008年は、近現代文書を史料学の観点から分析している。
- (3) 国体については、日本体育協会監修『国民体育大会の歩み』増補改訂版、都道府県体育協会連絡協議会、1979年や日体協のホームページ(<http://www.japan-sports.or.jp/index.asp>、2009年12月30日現在)を参照。
- (4) 財団法人日本体育協会編『国民体育大会50年のあゆみ [本編]』財団法人日本体育協会、1998年に掲載されている平成9年1月14日現在のものを参照。以下、細則についても、同様のものを参照した。
- (5) 日本体育協会監修『国民体育大会の歩み』増補改訂版、都道府県体育協会連絡協議会、1979年、P. 233~239
- (6) 第22回国民体育大会埼玉県実行委員会事務局『第22回国民体育大会報告書』第22回国民体育大会埼玉県実行委員会、1968年、P. 350~434
- (7) 『第59回国民体育大会夏・秋季大会 彩の国まごころ国体報告書』埼玉県・彩の国まごころ国体実行委員会、2009年、付属CDの内、「開催準備経過概要」を参照。
- (8) 『埼玉県報』昭和29年6月21日号外
- (9) 「埼玉県文書規程」(『埼玉県報』昭和37年3月10日号外)
- (10) 「埼玉県文書規程」(『埼玉県報』昭和58年3

月31日号外第60号)

- (11) 現行の例規に関しては、埼玉県ホームページの埼玉県法規集データベース(2009年12月19日現在、<http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/reiki/shokigamenn.htm>)を参照した。
- (12) 戦後の埼玉県における文書管理については、重田正夫「府県公文書管理史ノート—埼玉県と比較しながら—」(『文書館紀要』第20号、2007年)を参考にした。
- (13) 埼玉県総務部文書学事課編『埼玉県文書関係規程集』1962年
- (14) なお、埼玉県では、平成15年度に文書管理システムを導入し、電子文書が本格的に作成されるようになったことを付記しておく。(前掲註12、重田正夫氏の論稿 P. 16)
- (15) <http://www.saimonjo.jp/musetheque/welcome.do> (2009年12月23日現在)
- (16) 2009年9月30日現在
- (17) 1項で述べた通り、22回大会開催時に運営を担当した組織は、既存の課も含まれていた。しかし、当データベースに入力された原課は、「国体事務局」であり、結果として関係文書を網羅できたと判断する。
- (18) 「国民体育大会」の件数は、「国体」の検索結果と同じ文書を削除した結果の件数である。なお、この件数の中には、非公開文書も含まれる。
- (19) <http://www.pref.saitama.lg.jp/A12/BD00/kensaku/top.html> (2009年12月23日現在)